

国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実績の概要の要旨

令和5年3月31日

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の9第1項及び第34条の12第1項の規定に基づき、国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実績の概要の通知があったので、同法第34条の9第2項及び第34条の12第2項の規定に基づき、その要旨を公表する。

1. 令和2年度当初予算における国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実績の概要の要旨

(1) 支出件数

総務省	約36件
文部科学省	約133件
厚生労働省	約14件
農林水産省	約120件
経済産業省	約1,014件
国土交通省	約25件
環境省	約12件

(2) 支出金額

総務省	約14億円
文部科学省	約24億円
厚生労働省	約5億円
農林水産省	約13億円
経済産業省	約324億円
国土交通省	約3億円
環境省	約12億円

2. 令和2年度補正予算における国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実績の概要の要旨

(1) 支出件数 約10,225件

(2) 支出金額 約929億円

※従来の経営強化法に基づく特定補助金等については、今回の法改正の附則により、指定補助金等とみなすこととしている。

(参考)

○科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和2年6月24日法律第63号）抄

附 則

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第二条第十七項に規定する特定補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。

2・3 (略)